

夏期の電力需給対策について 抄

平成23年5月13日
電力需給緊急対策本部

3. 需要面の対策

(4) 国民運動に向けた取組

① 広報・啓発（別紙2）

- 国民、事業者による様々な節電努力にもかかわらず電力需給が逼迫し、計画停電等のおそれが高まった場合に、政府による「需給逼迫警報」（仮称）として、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、やむを得ない事態における計画停電の可能性を周知する。

（別紙2）

夏期の節電啓発について 抄

4. 一層の節電行動を促す情報提供

(2) 需給逼迫警報（仮称）

- 国民、事業者による様々な節電努力にもかかわらず電力需給が逼迫し、やむを得ない計画停電等のおそれが高まった場合に、これを避けるための緊急の節電要請を行うとともに、計画停電の可能性を周知する。
- 緊急時の節電要請等を国民・事業者に広く行うため、テレビ等のマスコミに対して適切な情報提供を行うとともに、防災無線の活用を図るべく自治体への協力呼びかけを行う。さらに、携帯電話のポータルサイト、インターネット等を通じた情報発信についても関係事業者への協力を要請する。